

役員退職金規程

平成20年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本建築あと施工アンカー協会(以下「本協会」という)の常勤役員に対する退職金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職金は、役員が退職したとき又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 役員が次の各号の一に該当する場合には、退職金は支給しない。

- (1) 勤続1ヵ年未満で退職したとき
- (2) 免職の懲戒を受けたとき
- (3) 禁固以上の刑に処せられたことにより退職したとき

ただし、(2)、(3)については、情状によって減額して支給することがある。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、役員が退職し、解任され、又は死亡した日における、報酬月額(役員報酬規程第2条第2項に規定する報酬月額をいう)に次の各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続1年以上10年以下の期間については、勤続1年につき 100分の100
- (2) 勤続11年以上20年以下の期間については、勤続1年につき 100分の110
- (3) 勤続21年以上24年以下の期間については、勤続1年につき 100分の120

2 在任期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

(在任期間の計算)

第5条 退職金の算定の基礎となる在任期間の計算は、その者が役員となった日の属する月から、退職し、解任され又は死亡した日の属する月までの年月数による。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、法令に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

2 退職金は、予算その他特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヶ月以内に支給する。

付則

この規程は平成20年4月1日から施行する。